

平成30年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 平成30年11月13日（火）午前10時～正午

【会 場】： 新潟市役所分館6階 1-601会議室

【出席者】： 委員長 中川 兼人（大学院准教授）

委 員 大野 寛之（公認会計士）

委 員 鈴木 高志（弁護士）

委 員 津野 洋子（行政書士）

委 員 内田 千秋（大学准教授）

委 員 籾 弓子（公募委員）（出席数：6名／委員数：6名）

【議事内容】

（中川委員長）

おはようございます。足下の悪い中、委員の皆さんご苦労様です。

これから、平成30年度第2回新潟市入札等評価委員会を開催したいと思います。

次第の1、定例会議報告に入る前に、前回の会議で質問があった事項について、事務局から説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

（事務局）

契約課課長補佐の猪爪でございます。よろしくお願ひいたします。資料の1ページをご覧ください。JR東日本の施設関係工事従事者資格について、という資料をご用意させていただきました。

前回、新潟市が線路付近の工事を発注する際に、日本鉄道施設協会の資格を有した従事者を要件として求めているが、これはどういった資格なのか、というご質問をいただきましたのでご説明いたします。

前回審議していただいた工事は、秋葉区の信越線、荻川駅西口広場のバリアフリー化を進める工事で、広場の造成やJR敷地境界付近の補強工事等を行うというものでございました。

JR東日本は、線路付近で行う工事の場合、小さな事故にあっても人命にかかわったり、長時間にわたり列車運行の妨げになったりするなど事故が重大化するおそれがあるため、鉄道に関して知識がある者と、安全対策などについて事前に協議する必要があるとしています。

事前協議の必要性につきましては国土交通省が定めております建設工事公衆災害防止対策要綱に明記されております。

この鉄道に関して知識がある者をJR東日本では、一般社団法人日本鉄道施設協会が認定

している J R 東日本の施設関係従事者資格を有した者としており、現在その資格は在来線、新幹線、土木工事、軌道などに細分化され全部で 31 種類あります。

その中で、前回抽出された工事において要件としていました、在来線における工事管理者という資格は、土木、建築などの工事経験が 5 年以上あることなど一定の経験年数を満たしていることを条件に、講習会を受講し、学力検査および運転適正検査に合格することで認定されるとしています。

有資格者は、事前協議のほかに作業員の安全管理や工事現場の品質管理など現場監督としての業務、列車見張員の統括管理、非常時に列車を停止させる手配などの業務を行うとされています。

新潟市が J R 東日本の線路付近で行う工事を発注する際に要件として定めることが多い資格ですが、いくつかの要件を満たさなければ取得できないものであるため、有資格者社員を有する業者も少ないと思われ、入札参加者が少なくなるということがございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(中川委員長)

ありがとうございます。前回の質問で出てきた内容ですけれども、今の説明について、皆さんから質問、意見等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。今の内容で納得ということだと思います。

それでは、この質問の事項については終わりました、次第に戻ります。

次第 1 の (1) 平成 30 年度上半期発注工事に関する入札契約手続きの運用状況等の報告について、事務局からの報告をお願いいたします。

1. 定例会議 報告

(1) 平成 30 年度上半期 (4 月～9 月) 発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告

(事務局)

契約課長の古山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成 30 年度上半期における発注工事の状況等について、報告とご説明をさせていただきます。

お手元の資料の 2 ページ、発注工事総括表をご覧ください。

平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月までの半年間の状況でございます。契約総件数が 398 件、当初契約額の合計が 131 億 4,375 万円あまり、平均落札率が 91.31 パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりで

ございます。

建設工事の件数ですが、前年同期が487件であったのに対し、89件の減となっております。

平均落札率は、前年同期が91.37パーセントであったのに対し、0.06ポイントの減となっております。

次に3ページをご覧ください。発注件数および落札率の推移をグラフ化したものでございます。前回お示したグラフに平成30年度上半期のデータを追加いたしました。平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降、下がりすぎた平均落札率は上昇し、平成26年度に区の発注案件について下限値を90パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状況が続いております。

入札改革の経緯につきましては平成29年度までは前回ご説明したとおりですが、今年度、平成30年度では、新たに総合評価方式案件について低入札価格調査制度を導入いたしました。

この制度については、技術管理課からご説明をさせていただきます。

(事務局)

技術管理課課長補佐の中野でございます。よろしく願いいたします。それでは、総合評価方式における低入札価格調査について説明いたします。

低入札価格調査についてはホームページにも掲載しておりますが、最初に導入に至った経緯について説明させていただき、その後参考となる図を用いて説明させていただきます。

昨年度、会計検査院および国土交通省、総務省が地方公共団体に発した総合評価方式の価格評価に関する通知等に基づき、本市も見直しを行ったものでございます。

まず、はじめに会計検査院からの改善内容についてですが、総合評価方式による入札においては、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、評価点の最も高いものを落札者とする総合評価方式の趣旨を鑑みると、落札者の決定にあたり価格評価において価格のみを考慮する最低制限価格制度を用いることは適切でないという指摘をいただきました。

この会計検査院からの指摘を踏まえ、通称品確法と言われております公共工事品質確保促進法に基づく発注関係事務の運用に関する指針に謳われている低入札価格調査制度の適切な活用の周知徹底について、国土交通省および総務省連名で通知文をいただきました。

本市におきましても、それまで総合評価方式の価格評価につきましては最低制限価格に準じた価格を算出し、その価格を下回った場合は無効として排除しておりましたので、この度の通知等を踏まえ、総合評価方式における価格評価につきましては低入札価格調査制度に見直すことといたしました。

それでは、資料の4ページをお開きください。低入札価格調査制度と以前の制度を比較したのになります。まず、最初に、右の表をご覧ください。こちらが以前の制度で、予定価

格から最低制限価格の範囲内において、最も低い価格をもって申し込みをした企業、イメージ図では黄色のD業者が落札候補者となっていました。

最低制限価格を下回って申し込みをした企業の評価点が一番高くても、例えばCの業者が高くても価格評価点が無効となることから、総合評価点も無効として取り扱ってきた制度です。

次に、左の表をご覧ください。今年度から運用を始めた低入札価格調査制度です。赤線で引いています低入札価格調査基準価格を下回って申し込みをした技術評価点が高いB、C業者でも、これまでのように無効とせず価格評価点を算出し、価格評価点と価格以外の要素の評価点を合わせた総合評価点が最も高い場合、その企業が適切に工事を履行することが可能か否かを判断する低入札価格調査を行い、落札候補者を決定する方法です。

イメージ図の黄色のCの業者のように、価格が安くても技術力が高ければ調査結果によっては落札候補者となることのできる制度に見直すことといたしました。

以上で、総合評価方式における低入札価格調査についての説明を終わります。

(中川委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

では、私から一つ。これは、全ての総合評価について、平成30年度に入ってから、適用しているということでしょうか。

(事務局)

はい。平成30年4月から、適用しております。

(中川委員長)

分かりました。かなり画期的だという感じがしますが、ほかに皆様何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局は引き続き説明をお願いいたします。

(事務局)

5ページをご覧ください。平成29年度に、新潟市として初めて実施いたしました女性技術者の配置を要件とした入札についてです。

昨年度は建築工事で1件、土木工事で2件実施しましたが、平成30年度上半期においては建築工事で1件、土木工事で1件実施させていただきました。昨年実施しました建築工事におきましては、女性技術者を主任技術者または監理技術者のみ配置することを要件にしたところ、応札者がゼロという結果になりましたので、今年度につきましては、建築工事においては現場代理人および担当技術者での配置も認めることと条件を緩和いたしました。

6ページをご覧ください。建築工事で実施した入札結果でございます。丸運建設が落札いたしました。棄権および辞退した10者のうち8者は女性技術者がいない、要件を見落として

いたという理由でございました。

8ページをご覧ください。土木工事で実施した入札結果です。水庄建設が落札いたしました。この案件においても、棄権および辞退した6者のうち4者が女性技術者がいない、または要件を見落としていたという理由でございました。女性技術者の配置を要件とすることは、要望として寄せられておりますので、今後も引き続き実施して行く予定としております。

続きまして、9ページをご覧ください。一抜け方式による入札について、平成30年度上半期での実施状況を報告いたします。

一抜け方式とは、一つ目の工事で落札候補者となった業者を二つ目以降の工事では無効とし、1者に契約が集中してしまうことを防ぎ、落札業者の受注機会の平準化を図る方式でございます。平成30年度上半期では二つの橋梁下部工事をセットにした第1段と、三つの道路改良工事をセットにした第2段の計2回実施いたしました。

入札結果は資料のとおりでございます。両案件において、一抜け方式を採用しなかった場合、1者が2件、3件と落札した可能性は十分考えられることから、一抜け方式を採用したことにより適切に落札者の分散が図られた結果となりました。

今後も同種同一工事区域で発注する大型案件などでは、一抜け方式を採用していきたいと考えております。

以上で、平成30年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(中川委員長)

それでは、これまでの改革等の説明として、低入札価格調査制度、女性技術者の配置を要件とする入札、そして一抜け方式という新たな3つの方法でやっているという説明がありましたけれども、これにつきまして何かご意見等ございますでしょうか。

(津野委員)

質問ですが、5ページの女性技術者の配置を要件とする入札の実施についての3のところ、やむを得ない場合は配置した女性技術者の交代を認めると、前回そのようなご説明を受けていたのですけれども、上半期での入札に関しまして、また始まった以来でそのようなケースはございますでしょうか。

(事務局)

ありません。今まで、最初に就いていただいた女性がそのままずっと担当していただいています。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、私から一つ。一抜け方式については、大型のものについて2回ほど行ったということですが、今後もっと回数が増えていく可能性は高いでしょうか。

(事務局)

今年度におきましては現在のところ、このような大型案件を複数同時に発注するという予定はございません。

(中川委員長)

分かりました。大型が続くような場合は、一抜け方式もかなり効果があるのかという感じが少ししたものですから。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして苦情処理等および指名停止について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料の11ページをご覧ください。苦情処理については該当がございませんでした。

続きまして、12ページの指名停止についてです。今年度、上半期において指名停止とした業者は2社でございます。

1件目の該当業者は、大成建設株式会社です。東海旅客鉄道株式会社が発注した中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、同法第74条第1項の規定に基づき、平成30年3月23日に当該業者および当該業者の顧問の元常務執行役員が公正取引委員会から刑事告発を受けたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第2第4号の独占禁止法違反行為に該当し、3か月間の指名停止といたしました。

2件目の該当業者は、株式会社フジタです。国土交通省豊岡河川国道事務所が発注したトンネル建設工事をめぐり、当該業者の使用人が贈賄の疑いで平成30年6月27日に兵庫県警に逮捕されたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第2第3号の贈賄に該当し、1か月間の指名停止といたしました。

次の13ページは、措置要領の抜粋でございます。

なお、1件目の大成建設ですが、この案件においては、実は鹿島建設と大林組と清水建設も同時に法人として刑事責任を問われておりますが、大成建設のみ本市は指名停止といたしました。

その理由ですが、この13ページの下段の独占禁止法違反行為という欄の一番下、(3)を

見ていただきたいのですが、新潟県の区域外において他の公共機関が締結した契約に関し、代表役員等、または一般役員等が独占禁止法に違反し刑事告発を受けたときに指名停止とするということが、今までの新潟市の規定でございました。

大成建設の役員が刑事告発を受けましたので、大成建設は指名停止にさせていただきますが、鹿島、大林、清水建設につきましては会社のみ、法人のみが刑事告発を受けており、代表役員等は一切刑事告発等は受けておりませんでした。この（３）には該当しないということで、今回は大成建設のみ指名停止となりました。

ただ、これですとあまりにも不公平といえますか、落ち度があるということで、今日机上で配らせていただいた資料の通り、指名停止等措置要領の一部改正を行わせていただきました。

今、申し上げましたのが（３）の独占禁止法違反行為ですが、今までは新潟県の区域内における違反行為があったとき、これは法人が刑事告発を受ければ指名停止になっていたのですが、新潟県の区域外においては代表役員等、また一般役員等が刑事告発を受けたときのみ指名停止でした。これらがおかしいということでこれを二つ併せまして、本市以外の業務にあたり違反行為があったときは指名停止をするという改正をさせていただきます。

そのほか、粗雑履行および事故、贈賄、建設業法違反につきましても併せて見直しをさせていただきますので、この４点を今年１０月１日から適用という形で改正をさせていただきます。以上でございます。

（中川委員長）

なるほど、分かりました。今の説明につきまして、措置要領自体を改正したという話もありましたけれども、何か皆さんから意見、質問等ございますでしょうか。

（内田委員）

代表役員等と一般役員等ですけれども、会社法でいうとどの役職にあるものがこれに含まれるのでしょうか。

（事務局）

代表取締役、取締役常務、常務、専務など役職にもさまざまありますが、役員という対象になっていないと該当しません。例えば、支店長であっても役員付の支店長でなければ該当しないということです。

（内田委員）

執行役員は会社法上取締役ではありませんが、代表役員等とか一般役員等の概念に含まれているのでしょうか。

(事務局)

それは会社法に照らし合わせて判断しています。

(中川委員長)

鈴木委員、そんな感じでよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

結局、肩書きはどうあれ全部カバーしますという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

これからは、そうなります。

(鈴木委員)

そうであれば、そんなにこだわらなくてもいいのかと思います。

(中川委員長)

きちんとカバーする範囲を広げたということで、そして贈賄や建設業法違反も同じようなルールに変えたということで非常にいいと思いましたが、一つだけ、粗雑履行および事故については、新潟県内を履行場所とするという形に広げたと考えていいのでしょうか。

(事務局)

そうですね。今までは市内だけでしたけれども、県内まで広げさせていただいて強化させていただいたということです。

(内田委員)

10月までのルールでは、執行役員が措置要領の規定に入っていなかったかもしれませんので、そのあたりの確認をさせていただければと思います。執行役員が代表役員等や一般役員等という概念に含まれているのであれば問題はないと思いますが、いかがでしょうか。会社法上、執行役員というものが単なる使用人かどうかという議論がありますので、気になります。

(事務局)

執行役員という名称のものは一般役員等に含まれます。

(内田委員)

了解いたしました。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。大体、よろしいでしょうか。方向としては、いい形に改正されたと私は感じました。ありがとうございます。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(中川委員長)

それでは、続きまして抽出工事事案の審議に移りたいと思います。今回、審議を行う事案につきましては、当番委員の大野委員にお願いして事前に抽出していただきました。

まずは、大野委員から抽出工事事案とその抽出理由について、説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大野委員)

それでは、抽出工事対象工事と抽出理由について、説明をしたいと思います。

まず、制限付一般競争入札でございます。2件のうち1件が、No. 73、工事番号が建二第40号。これは、新通小学校の工事でございます。こちらにつきましては総合評価方式をとっておりまして、その内容について確認したいため、総合評価方式のうち契約金額が最も大きいものを抽出いたしました。

制限付一般競争入札の2番目です。No. 89、建二第75号。市営船江町住宅2号棟津波避難場所整備工事でございます。こちら、落札率が98.37パーセントと高い率となった理由、経緯等と、入札件数7件のうち、辞退が3件、超過が3件ということで多くなっておりまして、そちらの経緯を確認したくて抽出いたしました。以上が、制限付一般競争入札でございます。

次に、指名競争入札です。こちら2件抽出させていただきました。まず、1件目はNo. 1、東土第10号、主要地方道新潟黒埼インター笹口線電線共同溝工事でございます。こちらにつきましては、抽出理由は落札率が100パーセントとなった経緯と、入札件数8件のうち、辞退が5件、超過2件となっていることについても確認したいということで抽出させていただきました。

指名競争入札の2番目としまして、No. 121、建一第11号。こちらは、豊栄の総合体育館の特定天井改修機械設備工事でございます。こちらにつきましては、落札率が94.16パーセントと高くなっているところと、入札件数9件のうち辞退が6件、超過1件ということで多くなっておりまして、内容を確認したくて抽出いたしました。以上が、指名競争入札でございます。

最後に、随意契約につきましても2件抽出させていただきました。1件目は、No. 1、建二第65号でございます。工事名は、葛塚東小学校のトイレの改修電気設備工事でございます。こちらにつきましては、指名競争入札から随意契約、不落随契へ移行したということで、こちらの経緯を確認したくて抽出させていただきました。

最後に、随意契約の2番目です。No. 2、農水第2号、こちらが新川漁港航路7ー1・泊地

8-1 災害復旧浚渫工事でございます。こちらにつきましては、随意契約の中で今最も金額が大きいということで、随意契約になった背景について確認させていただきたいということです。また、落札率も 99.89 パーセントと高いということで、そのあたりの経緯も確認したくて抽出しました。

以上、制限付一般競争入札 2 件、指名競争入札 2 件、随意契約 2 件から計 6 件を抽出させていただきました。以上でございます。

(中川委員長)

ありがとうございました。では、大野委員の抽出理由をお聞きしましたので、これから事務局からこれらの抽出事案について、制限付一般競争入札から順番に説明していただきたいと思えます。

説明に対する質疑応答ですけれども、一つ一つでやるのではなくて、ある程度まとめて区切ってから質問、質疑に入りたいと思えますので、よろしくをお願いします。

では、事務局は制限付一般競争入札からお願いいたします。

(3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課です。それでは、一般競争入札の事案から説明させていただきます。説明はそれぞれの案件の契約担当課から、総合評価方式につきましては技術管理課から説明をさせていただきます。

資料 16 ページをご覧ください。抽出事案説明書、①新通小学校分離新設校校舎建設工事について説明いたします。上から、発注方式、工事担当課、工事名が記載されております。予定価格、落札金額はいずれも税抜きの金額が記載されており、落札率は落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など 29 工種のうちどれにあたるかを記載しており、次の欄は簡単な工事概要が記載されております。

競争参加資格の設定内容については、工事ごとに個別に参加資格要件を定めているものと、一般競争入札共通公告によって配置を要する技術者の詳細、指名停止に該当しないこと、暴力団排除条例に違反しないことなど全工事に共通する一般的な事項を定めてございます。

次の資格を設定した経緯と理由ですが、一般競争入札実施要項第 3 条の規定により、一般的な参加資格は共通公告として設定し、それ以外の工事の個別の資格要件については副市長を委員長とします入札参加資格要件等審査委員会に諮り定めることとしております。

なお、1,000 万円以上 5,000 万円未満の区役所発注案件につきましては、各区の区長を委

員長とする区役所審査委員会に諮り、決定しております。

次の欄の資格参加申請書の提出数、辞退者数等、入札参加者数ですが、資格参加申請書の提出数については申請書の提出とありますが電子申請ですので、あくまで電子上の参加申込を行ったものの数、辞退者数等は申込後に辞退等の手続きを行った者および、超過、無効、失格の入札者の総数。入札参加者数はその辞退者数等を除いた有効札を入札した参加者数が記載されております。

次の落札候補者の資格認定については、新潟市ではすべて入札後の審査としております。一番下の入札状況等の契約までの経過につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧ください。

次に17ページをご覧ください。案件の工事にかかる参考資料でございます。続きまして、18ページの入札公告をご覧ください。地方自治法施行令および新潟市契約規則に基づく公告すべき事項等が規定されております。上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されております。

中段、予定価格は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は総合評価方式のため設けてございません。

続いて、申請申込、質疑書の提出締切日時、電子入札の手続きが可能な期間、入開札予定日時等が記載されております。前払金は契約締結後、請求があったのちに契約額の4割以内を前払いするもの、部分払いにつきましては工期が2か年以上続く場合に年度ごとの出来高に応じて支払うものですが、複数年の工事である本件については、する、といたしております。

次に、入札保証金は登録業者のため免除。賠償責任保険は要加入としております。

次の単体または特定共同企業体については、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としており、本件では4者によるJV結成での参加を要件としております。特定共同企業体の最小出資比率は記載のとおりでございます。

次の格付または評点ですが、競争入札に参加するには2年に1度入札参加資格申請を行う必要があり、この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。通常、建築一式工事では、SからDランクの格付を行い、工事の規模によって参加業社のランクを定めておりますが、本工事は高額案件ということで、代表者は最高のSランク、構成員につきましてもSからDランクまでの格付を要件といたしました。

次の営業拠点につきましては、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本市では原則として市内に本店を有する者を優先としております。

次の実績要件は、審査委員会に諮って定めた要件として、特定共同企業体の代表者には平

成15年4月1日以降に施行した延床面積3,000平方メートル以上かつ複数階非木造建築物の新築、増築もしくは改築の建築一式工事の元請実績を求めています。なお、構成員には実績要件は問わないとしております。

19 ページの入札結果をご覧ください。事後公表とした予定価格は、税抜きで12億9,017万円。最低制限価格は総合評価方式のため設定しておりませんが、調査基準価格は税抜きで11億9,400万円。資格参加申請書の提出者は2者で、有効札の入札者も2者。総合評価の結果、本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業体が落札いたしました。落札額は、税抜きで11億9,400万円と平成30年度上半期の発注工事としましては最高契約額の案件となっております。

次に、総合評価の内容につきまして、技術管理課から説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課です。それでは、抽出案件①新通小学校分離新設校校舎新設工事の総合評価方式の評価内容について説明いたします。

本工事は、新潟市西区大野地内における新通小学校分離新設校校舎建設工事となります。総合評価方式は価格評価と技術力評価として、施工実績と簡易な施工計画を評価する簡易型を採用しております。

資料20ページをお開きください。はじめに、総合評価方式による評価結果についてご説明します。この表は、評価結果を評価順に並べた表となっております。当案件の入札参加者は落札候補者である本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業体を含め、二つの企業体となっております。

落札者の技術評価点(A)と価格評価点(B)を合計した総合評価点の最高点は、97.196点であり、本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業体が落札候補者になりました。評価点の詳細等については、のちほどご説明いたします。下段の工事成績、平均点表についてご説明します。新潟市発注の工事を受注し、過去5か年において竣工した工事に評定された工事成績点の平均点を技術評価点の工事成績に換算したものになります。当該案件の場合、過去5か年における工事成績平均点が82点以上の場合、最高で6点の評価をしております。

次に、21ページをお開きください。総合評価方式に関する評価調書について説明します。上段の表は、工事番号、工事名、工事場所、工事概要、予定価格、調査基準価格などが記載されております。

中段の表には、総合評価の配点および評価項目が記載されています。本案件の評価項目は、表の中に点数が記載されている項目が対象となります。左から順に、簡易な施工計画として施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書に対する評価、次が工事の施工

能力として企業や配置予定技術者の能力を評価、次が地域貢献度として災害時活動協力、障がい者雇用、ボランティア活動に関する評価、次が客観的な優良性として品質マネジメントに関する国際基準であるISO9001の認証の有無、優良工事表彰等の有無についての評価、最後に新規雇用に関する評価となっております。

これらの評価項目における評価点の合計点が満点の32点になります。この32点に価格評価点として70点を加え、合計102点を満点として入札参加者を評価しております。

その下には、技術資料に基づいて各入札参加者が得た技術評価点が記載してあります。先ほどご説明した簡易な施工計画、工事の施工能力、地域貢献度、客観的な優良性、新規雇用の各々の技術評価項目ごとに各入札参加者の評価点数が記載されています。

結果として、表の右から2列目に順位が記載されていますが、表の2段目に位置するNo.2の本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業体が32点満点中27.196点と技術評価点において最も高い得点を獲得しております。

次に、総合評価結果について説明します。下段の表をご覧ください。この表には入札価格および入札価格に基づく価格評価点が記載されています。入札者の右欄に入札価格、さらにその右欄に予定価格以下で調査基準価格以上の価格が記載されています。その中で複数の企業がある場合は最も低い金額、本件については11億9,400万円が配点基準価格となり右欄の配点評価点が満点の70点となります。表の右から3列目の欄には技術評価点(A)と価格評価点(B)を合計した総合評価点を記載しております。

本件については、総合評価点97.196点と最も高い得点を獲得した企業体、本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業体が落札候補者となっております。以上で、建二第40号新通小学校分離新設校校舎建設工事の総合評価方式の評価内容についての説明を終わります。

(中川委員長)

では、続けて説明をお願いします。

(事務局)

東区総務課の夏目でございます。よろしくお願いたします。

説明資料22ページ、抽出事案②市営船江町住宅2号棟津波避難場所整備工事についてです。工事の種別は建築一式、入札方式は制限付一般競争入札です。予定価格は、税抜きで4,168万円。落札価格は4,100万円で、落札率は98.37パーセントです。工事概要は、当該施設周辺地域の津波避難場所の整備を目的とした鉄骨避難階段の新設、および屋上防水改修です。

本入札の参加資格要件は、説明資料24ページの入札公告のとおりでございますが、新潟市建設工事の発注基準および指名業者選定要綱に定められている新潟市入札参加資格者名簿のBまたはCランクに格付けされた業者であること。また、実績につきましては当該建物の延

床面積が1,320平方メートルであることに対して600平方メートル以上の建築施工実績を求めるものとします。

これに対し、入札参加申請が7者からあり、そのうち3者が辞退、4者応札のうち、3者が予定価格を超過し、残る1者が有効な入札となったため契約成立となりました。辞退の理由については、入札辞退届により、ほかに工事を受注したため技術者の確保ができなくなった旨を確認しています。

平成30年度上半期の建築一式工事につきましては、ほかの区役所発注工事でも入札の参加者ならびに応札者が少ない傾向があります。当該期間中に区役所発注で実施された一般競争の建築一式工事ですけれども、17件中6件、35パーセントほどで参加率が6割未満となっています。また、同じく17件中9件、50パーセント超えますが、1回目の札入れで有効な入札をした業者が1者以下となりました。

このように、入札参加者が少なかった要因としましては、業者に直接確認はしておりませんが、今回のこの船江町住宅の工事の内容が鉄骨の階段の新設と屋上防水工事、そして外構工事という複数の工種にわたる工事であったため、業者側の判断として手が挙げにくい面があったものと推測をしています。

また、有効な札入れが少なかった要因につきましては、予定価格を公共設計単価や物価資料、業者の参考見積もりを基に積算した工事価格に基づき決定をしたところですが、今回は東京オリンピックの関連工事などの影響による市場での鉄材や人員の不足を背景として辞退する業者が多く、また工事価格を高く見積もる業者もあり、有効入札者の減と落札率の上昇にもつながったものと考えられます。説明は以上になります。

(中川委員長)

ありがとうございました。では、ただ今の一般競争入札の2件の説明につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

では、私から。最初の総合評価方式の件です。21ページに、上の小さい枠組みに施工上の課題ということで、この工事でこういうところを工夫してくださいということが書いてあります。それで、所見を求めるといっていますが、求めた所見に対する評価というものはこの表の中に反映されているのかどうかという辺りを。

(事務局)

説明不足で申し訳ございませんでした。先ほど申しました簡易な施工計画という評価項目が、企業から提出された施工上の課題に対する対応策を評価したものです。今回は住宅地での工事ですので、主に騒音振動に対する対応策を求めておりました。

(鈴木委員)

分かりました。ありがとうございます。それから、すいません。もう1点だけ。一番最初に、今回、総合評価方式での低入札価格調査制度というものがございました。そこでは失格基準というものを設けるということで書かれておりますが、この案件では失格基準というものはどの辺りに設けたのかということをお聞きしたいと思います。幸い、高めの金額で決まりましたけれども。

(事務局)

申し訳ありません。手元にその辺の資料を用意していないので、のちほど。

(鈴木委員)

価格が低くなったときに、そこで設定するのでしょうか。それとも、最初から設定しているのでしょうか。

(事務局)

最初から設定をしておきます。それよりも下回った場合は、適正な契約の履行がなされない可能性が想定されるため失格という扱いになりますが、今回の案件では該当業者はいません。例えば資料の4ページの表でいきますとAの業者になります。

(中川委員長)

ということは、失格基準はやはり最初から設定はしてあるということですね。では、あとでもし分かれば、この案件における失格基準について教えていただきたいと思います。ほかに何かございますでしょうか。

(大野委員)

評価項目で聞きたいことがあったのですが、まず1点目は9点という配点をつけている簡易な施工計画についてですが、こういう簡易な施工計画が望ましいというか、それを目指してもらいたいという意図というか、背景があるのかどうかと、その内容です。

2点目が、先ほどお話があった女性の技術者の配置というものですが、この評価のところではどこに反映されているのかということです。

3点目は、これは私見的なところになるのですが、ISO9001は今、当たり前みたいなところになっておりまして。むしろどちらかというと環境に配慮したISO14001が重視されている社会情勢になっておりますが、14001でなくて9001を資格として配点項目としてあげている意図というものをお聞きしたいと思います。

以上3点について、教えていただきたいと思います。

(事務局)

まず、簡易な施工計画に関することと、客観的な優良性のISO9001のことについて、お

答えいたします。

簡易な施工計画につきましては、企業体から提出された計画書で謳われている対応策、そちらが私どもが求めているものと合致していれば満点になるという、そんなイメージでいていただければと。

客観的な優良性につきましては、たまたま今回 9001 が該当になっておりますけれども、これは組み合わせが何パターンかございまして、たまたま今回は 9001 をとっておりますけれども、隣に 14001 も書いてあるとおり、パターンによってはこちらのほうを評価項目にするケースの案件もございまして。

(事務局)

もう 1 点は、女性雇用について反映されているかということですよ。先ほども、説明させていただいた女性雇用を条件とした入札を昨年度から始めさせていただいておりますが、受注する会社がまだ 1 社、2 社でございまして、総合評価の評価項目として入れる段階ではないと考えています。

今後、受注する会社が増えていけば、評価項目とすることも可能だと思いますが、現時点では受注回数がまだ少ないということで、総合評価の評価項目としては入れておりません。

(津野委員)

それに関連してですけれども、技術評価点の地域貢献度という項目の中で、今回は災害時活動協力と障がい者雇用とボランティア活動という 3 項目を評価対象としているのですが、今回この三つが選ばれた理由はどのようなものでしょうか。前回、その度に評価項目は違っていますというような回答をいただいておりますけれども。

(事務局)

いくつかあるパターンを 1 から順番に選んでいくものですから、意図的にこれを選んだというのではなく、偶然たまたまこれにあたったという、そんなイメージでいていただければと思います。

(津野委員)

総合評価方式という形で、それほど入札が多い事例ではないので、たまたまではなくて意図的に選ばれるというようなものもあるのかと思ったのですが、例えば障がい者雇用というものが今回入っておりますけれども、次世代育成とかのポイントも少し入れていただくといいのではないかと考えたのですけれども、たまたまなのですね。

(中川委員長)

要するに、津野委員としては、ある程度一方的に地域貢献度の項目は選んでほしいという意味合いですね。そこ辺りの意見を参考にさせていただきたいと思います。

(事務局)

分かりました。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。あとは、よろしいですか。

(旗委員)

初歩的な質問でもいいですか。

(中川委員長)

全然、初歩的でも。われわれは素人の目線で見るところも必要ですので。

(旗委員)

25 ページの履行期間。契約日から工事が完成するだろうというおおよその期限だと思われるのですが、その前にこれは早くに完成したという形ですか。写真です。もう完成してしまいましたという。

(事務局)

船江町住宅は全部で7棟あるのですが、そのうち1号棟と2号棟において、この工事を行いました。写真につきましては、平成29年度に工事を行った1号棟のビフォーアフターの写真です。工事内容を説明させていただくにあたり、すでに完成している1号棟の写真を参考に掲載しております。

(旗委員)

例えば、期限内に作れなかった場合はあるものなのですか。そういった場合は、料金追加とかそのようなものはないわけですね。

(中川委員長)

期限を越えたというときはどうするかということですね。

(事務局)

正当な理由があれば、工期延長です。お互い、話し合いのもとで工期延長させていただきますけれども、例えば業者側が怠慢で間に合わなかったという場合は指名停止になるような罰則は当然あると思いますが、通常は正当な理由があって工期延長するという形になります。

(旗委員)

追加料金とかそういうものはあるのですか。

(事務局)

例えば材料をAというもので考えていたのだけれども、工事をやってみたら単価が高いBに変えなければいけなかったということがあれば、増額変更も考えられます。

(旗委員)

そういうこともあるのですね。ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかによろしいですか。

(内田委員)

先ほど失格基準価格についてご質問が出たことに関連してですが、事前に設定されるというお話でしたけれども、設定するための基準がどのように設けられているのかも教えていただけたらと思います。

さらに、21 ページで、入札価格が基準価格未満のときの価格評価点の算定式も出しているのですが、数学が苦手ですぐにイメージがつかなかったのですが、入札価格が基準価格を下回った場合の価格評価点は、入札価格のものと比べて低くなるということでしょうか。

(事務局)

資料の4ページの表を使って説明させていただきます。

低入調査基準価格で札入れをした人の価格評価点が70点満点だと考えていてください。Dの業者は低入調査基準価格よりも20万上回っており、Cの業者は20万円下回っているというような図になっております。

Dが20万円の差で価格評価点の減点が例えば1点だったとすると、価格評価点は69点になります。それに対して、低入調査基準価格を下回った場合はその減点を3倍にして付けておりますので、CはDと同じ20万円の差でも3倍の3点減点となり、価格評価点は67点という結果になります。そこに技術評価点として、例えばCに30点、Dに20点を足しますと、Cが総合評価点としてはDよりも高くなるので、Cが落札候補者になります、というような流れになります。

(内田委員)

掛ける3というのは、だいたいそれくらいが妥当だろうということですね。

(事務局)

一応、国交省から出ているマニュアルを参考とさせていただいております。

(事務局)

あと、先ほどの鈴木委員の質問も含めて、低入札価格実施要領について説明いたします。

調査基準価格の算定方法としましては、予定価格算出の基礎となった直接工事費と10分の9.7を乗じた価格、共通仮設費に10分の9を乗じた額、現場管理費の額に10分の9を乗じた額、一般管理等の額に10分の5.5を乗じた額を算出しまして、今回は11億9,400万円と

いう数字、調査基準価格を算出させていただいています。

それから、先ほどの失格基準価格ですけれども、最低価格入札者が入札のときに提出します工事費の内訳書について、直接工事費が市の設計額に10分の9を乗じた額、共通仮設費も10分の9、現場管理費は10分の8、一般管理費が10分の3を乗じた額以上でないと、いずれかの項目でも下回った額があると、失格とさせていただいております。

失格基準価格ということで算出した価格が、この件についていくらだと決まっているということではございません。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。結局、失格基準価格は10分の9ないしは10分の8ほどの価格の設定から出てくるということよろしいでしょうか。

私から確認ですけれども、この低入札価格調査制度になった段階で低入札価格調査基準価格というのは、ほぼ以前の最低制限価格と同じと考えてよろしいですか。

(事務局)

最低制限価格の式が非公表ですので詳細には申し上げられないのですが、同程度ということをお話をさせていただきたいと思います。

(中川委員長)

分かりました。なるほど、そうですね。ただ、この低入札価格調査制度を設けるといことは今までよりは一步前進のような感じは、私はしました。

ほかに何か皆さんございますでしょうか。

(内田委員)

低入札価格調査基準を下回っても実際に入札できた、という案件はありましたか。

(事務局)

今年度は、ございません。先ほど申しましたように下をくぐると減点が大きいものですから、なかなかそこから復活をして逆転ということは難しい状況です。

(内田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

掛ける3倍ですからね。

(津野委員)

基本的なことですみません。低入札価格調査というのは総合評価方式とは関係なく、どの入札でも実施しているということですか。

(事務局)

今は総合評価方式と、いわゆるWTO案件、建設工事では22億9000万円という一定の基準額以上の案件につきましてもこの対象となっています。

(中川委員長)

要するに、高額のものはそのような対象にすると考えていいですか。ほかに、何かございますでしょうか。

私から東区のケースについて。これは個別の細かいことではないですけれども、先ほどの話の中でオリンピックの影響というようなところで、鉄骨価格が上がっている、あるいは技術者の業務が非常に増えてきて、技術者が足りない。こういったような話だったと思うのですけれども、今後もこの傾向は続くだろうと思われま。

その中で、入札制度で企業にきちんと入札してもらうためには今後何か必要なことがあるかどうか。これは具体的な話ではないですけれども、イメージで何かあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。なかなか、応札者がいなくなっているという事態だと思えますが。最低制限価格を調整するというような動きは、今後考えられるかどうかというところです。

(事務局)

鉄骨ですとか、コンクリートですとか、そういういろいろな材料の価格が今後も変動すると思われま。通常、標準単価を使ったり、あるいは見積もりを取ったりして積算しているわけですけれども、いかに市場価格を反映できるかというところが課題だと思えます。設定した価格が安いと、今回の案件のように1者しか有効札がないという状況も考えられますので、単価の積算についてはいろいろ検討していかなければいけないと思っております。

(中川委員長)

価格の変動を考慮しつつ検討していく必要があるという感じがしたのでお聞きしました。ほかに何かございますでしょうか。それでは、よろしいですか。

それでは、次の案件、これも二つほど続けようかと思っておりますので、この説明をお願いします。

(事務局)

中央区総務課長の日根でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

お手元の資料26ページをお開きください。抽出事案説明書③主要地方道新潟黒埼インター筐口線電線共同溝工事について、ご説明いたします。

工事担当課は東部地域土木事務所。予定価格、落札金額ともに847万円、落札率は100パーセント。工事種別は土木一式になります。工事概要は、記載のとおりですが、27ページの

図にありますとおり、電線等の地中化工事となります。

次に 29 ページの入札・契約結果詳細を閲覧ください。指名業者 8 者のうち、辞退は 5 者、超過が 2 者となっています。

落札率が 100 パーセントとなった要因につきましては、土木工事は積算単価が公表されておりまして、業者が設計書の内容からその予定価格等を予想することが可能となっております。ただ、電線共同溝工事は道路改良工事のような一般的な土木工事とは異なり、近隣住民や店舗へのきめ細かな対応等が必要となることから、これに応じた経費を積算したことで落札率が高くなったものと考えられます。

また、辞退や超過の要因といたしまして考えられることは、電線共同溝工事は一般的な土木工事に比べまして専門性が高く豊富な実績のある業者が受注する機会が多くなっておりません。当入札の業者は、技術者の配置や受注計画の観点から入札を辞退したり、入札したとしても意欲的でない札を入れたりした業者が多かったことが考えられます。

以上で、抽出事案③の説明を終わります。

(中川委員長)

続けてお願いします。

(事務局)

北区地域総務課課長補佐の本田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 30 ページをお開きください。抽出事案説明書④豊栄総合体育館特定天井改修機械設備工事について、説明をいたします。

工事担当課は、公共建築第 1 課です。予定価格は、税抜き 924 万円に対して落札金額は 870 万円で、落札率は 94.16 パーセントでした。工事種別は管工事です。

本工事は豊栄総合体育館の特定天井の改修に伴う機械設備工事であり、スプリンクラーヘッドへの集熱板新設や配管の落下防止のための補強を行うものです。

入札につきましては指名競争入札により入札を行い、指名業者数は 9 者でした。入札結果は、9 者中 6 者が辞退、1 者が予定価格を上回る超過、有効な入札は 2 者でした。

落札率が高い経緯、辞退が 6 者となった経緯および超過が 1 件となった経緯でございますが、本工事は通常の機械設備工事とは異なり、新たな設備機器の設置や配管工事の要素が少なく、既存設備の耐震化が主な工事内容であり、設計金額の大半が設備機器の予定で使用される鉄材の価格だったことから、工事費を高く見積もる業者が多かったのではないかと考えております。

また、繁忙期における各社の受注計画などから、辞退が多かったものと考えております。以上で、説明を終わります。

(中川委員長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の指名競争入札の2件について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

(大野委員)

質問ですけれども、③の工事概要のところ、最後に※印で簡易積算疑義申立対象案件です、ということが書いてあるのですけれども、意味を教えてくださいと思います。

(事務局)

開札後に予定価格を公表した際、業者が想定した予定価格と合致しているかどうかを確認し、万が一業者が想定している価格と異なる場合に、新潟市に積算が正しいかどうか再度チェックするよう申し立てができる制度となっております。

(大野委員)

今回は、落札金額が予定価格とたまたま一致したということでしょうか。ということは、かなりの高い確率で業者は予想できるということですか。

(事務局)

先ほどもご説明させていただきましたとおりですが、土木一般であれば積算の精度が比較的高くなると思いますが、今回はそれに加えて電線の地中化ということで近隣住民へのきめ細やかな対応等々ありまして、それに応じた経費が必要になってくることから予定価格に合致した価格になったと推察されます。

(大野委員)

分かりました。

(中川委員長)

よろしいですか。近隣住民へ迷惑がかからないように人を手厚く配置したりすることで価格が高くなり、ちょうど100パーセントだっただろうということですね。

(事務局)

そのように推察しております。

(中川委員長)

ほかに、何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

抽出案件の④ですけれども、上から3番目の業者がほかの業者に比べて3倍強の金額で非常にこれは目立つ金額で入札しているのですけれども、何かその辺りの事情は聞いておりますか。

(事務局)

業者の内訳書も確認したのですけれども、やはり入札書とは一致しておりました。こちらから超過の業者に対して、少し高すぎないかといったような問い合わせはしておりませんが、おそらくこの業者は、この工事内容ではこのくらいの価格が妥当ではないかということで応札されたのだらうと思います。

(鈴木委員)

どういうところで価格を上げていたのかなど、何か参考になることはあたりしないのでしょうか。使う材料だとか何らかの数はある程度決められているわけですね。そうすると、例えば鉄骨、鉄材の単価を高く見積もってといっても、さすがに何倍というのはおかしいだろうし。人員の配置など特別な事情が何かあったのかと思いますが。

(事務局)

数量自体は設計書に書いてあります。内訳書の中身を見るとやはりそれぞれの部品関係等の単価が、他の業者さんと比べると十何倍というような形でありました。

(鈴木委員)

今回は、3者が応札したわけですが、例えば参加する業者が少なくなってきたときに、妙な金額で入れ込んで応札してくるという、そういう場合はどうするのかと懸念に思ったものですから。

(中川委員長)

3倍以上の価格で応札しようとする発想自体からいって、先ほどの説明ですと補修工事ということで修理というイメージがすごく強かったのですけれども、全部を新品に交換したりすることによって単価がぐっと上がったのではないかというようなことを思ったのと、あともう一つは、ざっくりばらんな言い方をすると、請ける気がなかったのではないかという感じが私の中ではするのです。請ける気がないのだったら、なんでやるのかとも思うのですけれども、今後はこのように特に金額が大きいような、あるいは特に小さいようなものを出したところにはお話をきくことも今後の参考になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

委員長のおっしゃるとおり、今後は注視します。

(中川委員長)

そうですね。そのほうがよろしいかと思います。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の案件の説明、今度は随意契約になるかと思いますが。

(事務局)

では、引き続きまして北区地域総務課でございます。

資料の 34 ページをご覧ください。抽出事案説明書、⑤葛塚東小学校トイレ改修電気設備工事について、説明をいたします。

工事担当課は、公共建築第 2 課です。予定価格は税抜き 247 万円に対して、落札金額 245 万円で、落札率は 99.19 パーセントでした。工事種別は、電気工事です。

本工事は、葛塚東小学校のトイレ改修に伴う電気設備工事であり、電灯設備やコンセント設備の改修を行うものです。

入札につきましては指名競争入札により入札を行い、指名業者数は 14 者でした。1 回目の入札結果は 14 者中 7 者が棄権、または辞退。2 者が最低制限価格未満で無効、5 者が予定価格を上回る超過となりました。有効な入札がなく、超過となった 5 者を対象に再度入札を実施いたしました。

2 回目の入札結果は、5 者中 2 者が辞退、3 者が超過となりました。

本工事は、改修に伴う建築一式工事および管工事と関連した工事でございます、また施工場所が小学校で、工期も夏休みが中心で非常に限られていたことから、2 回目の入札において最も安い金額で入札した業者と随意契約により契約を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

(中川委員長)

続いて、お願いします。

(事務局)

続きまして、契約課です。資料 38 ページをお開きください。抽出事案説明書⑥、工事名は新川漁港航路 7—1・泊地 8—1 災害復旧浚渫工事について、ご説明をいたします。

予定価格は税抜きで 1 億 5,657 万円、落札金額は税抜きで 1 億 5,640 万円、落札率は 99.89 パーセントです。工事種別は、土木一式の漁港の浚渫工事です。選定した相手方は、株式会社新潟藤田組です。

次に、随意契約の理由ですが、平成 30 年 3 月 1 日から 2 日に発生した暴風により新川漁港の航路および泊地が土砂により埋まり、漁船等の港への出入りや係留が不可能となったため、漁業活動に重大な支障を及ぼす危険があるとして早急に工事に取りかかる必要がありました。

そこで、過去 5 年間に漁港の浚渫工事を行った実績がある、または直近の浚渫工事に入札し、入札に参加した全社 6 者に問い合わせたところ、株式会社新潟藤田組のみ工事の履行が可能との回答でしたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により一者随意契約を行いました。残りの 5 者が履行不可能とした理由は、全者船の手配ができないとい

う事情によるものでした。

39 ページをご覧ください。浚渫工事を実施している箇所を示したものでございます。

40 ページをご覧ください。本案件の入札情報です。内容は記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思えます。

41 ページをご覧ください。入札契約結果情報です。見積もり合わせの結果、株式会社新潟藤田組に税抜き 1 億 5,640 万円で落札いたしました。落札率が 99.89 パーセントと高くなった理由ですが、予定価格の選定にあたり唯一施工可能と回答があった新潟藤田組から参考見積もりを徴収し、それを基に積算した予定価格ですので、結果的に落札率が高くなったものと認識しております。以上でございます。

(中川委員長)

ありがとうございました。それでは、今の 2 点につきまして、質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

(津野委員)

最後の⑥の案件ですけれども、参考見積もりを基に積算してということだったのですが、参考見積もりの際に藤田組以外は聞かれなかったということでしょうか。

(事務局)

はい。他の業者は船の手配がつかないため、この時期に工事を請け負えないというご回答でございましたので。

(中川委員長)

つまり、ほかのところはできないと言ったので、藤田組から参考見積もりを取ったということで、よろしいですね。

(事務局)

そういうことでございます。

(旗委員)

例えば、できない会社でも参考見積もりを取って比較するというやり方はされないのでしょうか。

(事務局)

おそらく、船の手配がつかないということが明白ですので、経費などがつかめなため価格が出ないかと思えます。

仮に、できないところから見積もりを取り、そこが安いということで予定価格に設定してしまいますと、そのできないとしている業者は札を入れませんので、結果的にその入札は無効になることが想定されます。あくまでも、契約するためには、きちんとできるということこ

ろでないと見積もりが取れないという状況です。

(中川委員長)

あと、考えられるもう一つは、非常に早急にやらなければだめな工事だったというところが大きいのではないかと感じます。

(事務局)

はい。砂で港が埋まり、船が出入りできない状態になってしまったため、なるべく早くということでしたので。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

(内田委員)

見積もり合わせを行うにあたり予定価格を設定した上で、落札金額が決まったということですが、予定価格と落札金額との間に少し差があるのは何かあるのでしょうか。

(事務局)

一者随契ですので、新潟藤田組としては、自分の参考見積もりをそのまま予定価格に採用しているのだと、おそらく推測はしていると思います。

(中川委員長)

企業努力でしょうか。

(事務局)

そういうことだと思います。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますか。

(大野委員)

随意契約の⑤の案件をみると、1回目、2回目と超過になってしまったため、一番安いところと随契を結んだということですが、これをさらにもう1回入札を行うとしないで随契としたことは、問題ない選定なのではないでしょうか。

(中川委員長)

今の委員の話では、もう数回入札をやったらいかがか、ということでもよろしいですか。2回で終わらせないで。

(大野委員)

3回目で急に随契に移行したということですが、何で随契に移行したのかというところがひっかかりまして。金額は大きくはないのですけれども。

(中川委員長)

いかがでしょう。そこ辺りは。2回入札をやって、3回目には随契にしたという理由付けができればと思うのですが。

(事務局)

新潟市の契約規則の中で初度の入札で落札者がいないときは、入札の条件を変更しないで、その場で直ちに1回を限度として再度入札することができるというものがございますので、それに基づいてもう1回はさせていただいたのです。

(大野委員)

これが限度というか、これ以上はもう入札できないということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。意見でも全然構いませんので。ほかに何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

1回、2回入札しても、結局予定価格をオーバーしているということで、今回の価格の設定はもう少し考えてみたらよかったのかと思うのですが、その辺りはどうなのでしょう。たまたまということなのでしょう。

(事務局)

たまたまというところが大きいのかと。学校のトイレ改修工事ですと、管工事ですとか電気設備工事を建築一式工事と併せて発注したりするのですが、比較的超過になりやすい傾向が見られます。

(鈴木委員)

分かりました。

(中川委員長)

よろしいですか。

(大野委員)

最後の随契の案件について、興味本位で聞くのですけれども、たまたま新潟藤田組だけ応じてくれたとのことですが、もし仮に藤田組も船が手配できないということで、できなかった場合、だれもいなかった場合というのはどうなるのでしょうか。

(事務局)

非常事態です。とにかく、だれかにやってもらわなければいけない状態でしたので。

ただ、船自体は5社、6社と持っていますので、もう少し時期がずれば他のところも手

を挙げてくれた可能性があったと思います。現在、浚渫工事というものは巻漁港などでもやっていますので。

どうしても市内で見つからない、県内でも見つからない、県外で探すかどうかという検討は、工事発注側とも相談しなければいけないと思いますが、今回は新潟藤田組がやってくれるということでしたので発注させていただきました。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

実は、私も今の大野委員の聞いたようなところを少し聞きたいと思ったのですが、近くの会社をお願いして、だめであれば範囲を広げるという発想になるかと思いますが、早急にやらなければだめな事業ということで、とにかく急ぎだったということがこの工事の随契になった理由なのかという感じがしました。

ほかに、皆さん、何かございますでしょうか。ないようでしたら、今度は今日の全体の説明の中で何か皆様からご意見等ございますでしょうか。

(内田委員)

2ページ、3ページのところです。3ページの表を見て分かりますとおり、平成30年度上半期の発注工事件数が、例年に比べてかなり少なめだと感じました。何か考えられる原因はございますか。下半期では増えて、例年と大体同じくらいになるのかもしれませんが、どうなのでしょう。

(事務局)

当初予算ですが、一般会計の土木費でいきますと、平成29年度の当初予算が569億円ということでした。今年度、平成30年におきましては、488億円、80億円ほど減っております。

下水道会計におきましては、平成29年度が190億、平成30年度が170億円で約20億円減っております。合計しますと約100億が予算上減っております。なので、やはり全体的には件数、金額ともに、昨年度と比べて、通年を通して下がるのではないかと予想はしております。

ただ、下水道におきましては今期後半、来月公告予定ですが、中部下水処理場の調整池というものを作ります。約28億円の予算です。この大型案件が1件ありますので、金額的には持ち直す可能性があると思いますが、やはり件数的には本年度は少し減るのではないかと思っております。

また、今年の夏が猛暑だったことを受け、クーラーを全小・中学校に設置するという話もあります。事業費ベースで70億、80億という話もありますので、それがつけば金額的にはまた戻る可能性もあります。

(中川委員長)

それは、補正予算をつけるということですか。

(事務局)

はい。12月補正でつける、つけないという話にはなっております。

(中川委員長)

ほかに何か全体を通してございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでわれわれのほうでいくつか意見等が出たと思えますけれども、その辺りを関係課の皆さんは参考にさせていただくということで、今回の会議を終わりにしたいと思えます。

2. その他

・連絡事項

では、次に次第に戻りまして、次第2のその他、連絡事項に進みますけれども、来年度以降の運営についても含めて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

来年度以降の委員の皆様方の再任、任期満了についてですが、皆様の任期はとりあえず来年の3月までということですが、任期中はそれぞれのお立場から貴重なご意見、ご感想をいただきまして、本市の入札契約制度の改善につながることができました。ありがとうございました。

当委員会の任期は3期まで、6年ということでございます。3期にわたり、6年間お勤めいただきました中川委員長、内田委員、旗委員におかれましては、本当に長きにわたり当委員会の運営にご協力いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

また、大野委員、鈴木委員、津野委員におかれましては、来期もまたお引き受けいただけるという内諾をいただきましたので、来年度以降も引き続きよろしく願いいたします。

次回、定例会議は来年の平成31年の5月下旬から6月上旬を予定しております。半分の委員の方が入れ替わるとは思いますが、また時期が来ましたらご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

また、委員改選後、来年度最初の会議ですが、工事の抽出をしていただく当番委員は再任となる津野委員にお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(中川委員長)

分かりました。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了ということになります。これで閉会ということになりますので、本当に皆さんお疲れ様でございました。